

堺市事務分掌規則及び堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

(堺市事務分掌規則の一部改正)

第1条 堺市事務分掌規則(昭和47年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) いじめ不登校対策支援室

別表第1子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課の分掌事務を定める部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、同部の分掌事務を定める部分に次のように加える。

いじめ不登校対策支援室

- (1) いじめ、不登校等に係る対策の支援に関すること。
- (2) いじめ、不登校等に係る相談に関すること。
- (3) いじめ、不登校等に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (4) いじめ問題再調査委員会に関すること。

(堺市事務決裁規則の一部改正)

第2条 堺市事務決裁規則(昭和36年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「生活衛生センター所長」の次に「いじめ不登校対策支援室長」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(堺市いじめ問題再調査委員会規則の一部改正)

2 堺市いじめ問題再調査委員会規則(令和2年規則第74号)の一部を次のように改正する。

第5条中「子ども家庭課」を「いじめ不登校対策支援室」に改める。